

東日本大震災で被害を受けた方への小平市の各種軽減措置など(平成27年4月現在)

東日本大震災で住宅などに被害を受けた方、原発事故による避難指示等の対象となる方などは、その被害の内容に応じて下表の制度をご利用いただけます。(被害の程度や所得、住民登録の有無等により、ご利用いただけない場合や、軽減措置などの期間などが異なる場合もありますので、各窓口までお問合せください。)

このほかの国等や被災した際に居住していた市町村役場などで受けられる各種支援については、政府広報「生活再建・事業再建ハンドブック」などでご確認ください。

※小平市に避難されている方は、まずは所在地等の情報提供を

東日本大震災等により、小平市に避難されている方の所在地等の情報提供を受け付けています。

提供していただいた情報は、東京都を通じて、避難前にお住まいの県・市町村に送られ、今後の見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知などに利用されることになります。

【お問い合わせ先】市民部市民課 TEL042-346-9520

内 容	制度内容・対象	お問い合わせ先
健康相談	被害を受けた方への健康相談	小平市健康推進課保健指導担当 TEL042-346-3701
市報の郵送	新聞未購読の世帯に市報こいだいを無料で郵送	小平市秘書広報課広報担当 TEL042-346-9505
法律相談等	被害を受けた方への法律相談等	小平市市民相談課市民相談担当 TEL042-346-9508
保育料の減免	認可保育園に係る保育料の減免	小平市保育課保育・幼稚園担当 TEL042-346-9601
市立小中学校への就学	転入学の手続、学用品費等の就学援助費の支給など	小平市教育委員会学務課学事担当 TEL042-346-9570
市税の減免等	個人住民税(震災により住宅や家財などに損害を受けた場合の軽減措置)	小平市税務課市民税担当 TEL042-346-9522・9523
	固定資産税・都市計画税(震災により住宅が滅失・損壊した方又は、原発事故による避難指示等の対象となる方で、代替の土地・家屋を取得された場合の軽減措置)	小平市税務課土地担当、家屋・償却資産担当 TEL042-346-9524・9525
	軽自動車税(震災により滅失・損壊した軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合の軽自動車税の非課税)	小平市税務課庶務担当 TEL042-346-9521
保険料等の減免・猶予	国民健康保険税 ※原発事故による避難指示等の対象となる方で、一定の条件に該当する場合のみ対象。	小平市保険年金課保険税担当 TEL042-346-9530
	国民年金保険料 ※原発事故による避難指示等の対象となる方のみ対象。	小平市保険年金課国民年金担当 TEL042-346-9531
	後期高齢者医療保険料 ※原発事故による避難指示等の対象となる方で、一定の条件に該当する場合のみ対象。	小平市保険年金課後期高齢者医療担当 TEL042-346-9538
	国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金(医療機関等の窓口で支払う自己負担額) ※原発事故による避難指示等の対象となる方で、一定の条件に該当する場合のみ対象。	小平市保険年金課国民健康保険担当 TEL042-346-9529 小平市保険年金課後期高齢者医療担当 TEL042-346-9538
	介護保険料 ※原発事故による避難指示等の対象となる方のみ対象。	小平市高齢者支援課庶務保険担当 TEL042-346-9510
	介護保険サービス利用料 ※原発事故による避難指示等の対象となる方のみ対象。	
水道料金・下水道使用料の減免	水道料金・下水道使用料(いずれも1月当り使用量10立方メートル以下の分に係る料金)の減免	東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101(ナビダイヤル)又は 042-548-5110
ごみの処理等	粗大ごみ等の処理についての相談	小平市資源循環課 TEL042-346-9535
コミュニティバス・コミュニティタクシー無料乗車券	小平市コミュニティバス・コミュニティタクシーの無料乗車券交付	小平市公共交通課 TEL042-346-9814
生活福祉資金貸付	生活復興支援資金貸付(当面の生活費・住宅補修・転居費用等)	小平市社会福祉協議会ふくしの相談窓口 TEL042-349-0151・042-344-1217

※上記のほか、証明書発行等に係る手数料が減免となる場合があります。

※市のサービス等の全般については「こいだいら市民便利帳」をごらんください(市庁舎1階市政資料コーナー、東部・西部出張所で配布しています。)